

書評

日本カトリック司教協議会社会司教委員会編
『なぜ教会は社会問題にかかわるのか Q&A』
(カトリック中央協議会、2012年)

片桐 直人 (近畿大学)

1. 本書は、日本カトリック司教協議会社会司教委員会が、「カトリック教会がなぜ社会問題に積極的に関わるのか」、「社会問題に具体的にどのように関わるべきなのか」についてQ & A形式でまとめたものである。

良く知られているように、カトリック教会は、レオ13世の回勅『レールム・ノヴァールム』(1891年)以後、社会問題に対する教会の立場を明確にしてきた。このような社会問題に対する教会の立場は、時の経過とともに体系的に発展し、今日、『教会の社会教説要綱』としてまとめられている¹⁾。日本のカトリック教会も、同様に、社会問題について、折々に積極的に発言してきた。

本書は、それらの発言について、信者から寄せられる『なに?』、『なぜ?』といった困惑や疑問に対して、「教会がなぜ、またどのような視点から社会や政治の問題と向き合い、人々の救いに奉仕しようとしているかを理解していただくためのもの」と位置付けられている。

2. 本書は、2部構成となっており、それぞれ、「なぜ教会は社会問題にかかわるのか」、「教えに照らした具体的行動の根拠」というタイトルが付されている。タイトルからおおよその内容も想像されようが、第1部では、「社会問題に対するカトリック教会の基本姿勢」、「社会問題へのかかわりと救いとの関係」、「聖職者、修道者、信徒それぞれの役割」が、『社会教説要綱』をはじめとした過去の公文書と関連させながら、丁寧に説明されている。一方で、第2部では、政教分離に関するカトリック教会の理解、教育基本法や憲法9条、歴史認識、靖国参拝、外国人問題、死刑や裁判員制度、生命倫理、原子力発電といった具体的なテーマについて、過去に日本カトリック教会が明らかにしてきた

た立場が説明されている。

大部の本ではないので、ここですべての内容を詳しく紹介することは避けるが、憲法学を専攻する評者にとっても、本書は、憲法学に密接に絡む諸問題を、カトリック教会という立場から考察する興味深い内容となっている。

3. 2012年の第64回宗教学学会シンポジウムのテーマは、『大規模自然災害と宗教法』であった。シンポジウムで明らかになったように、大規模自然災害の現場で、宗教が果たす社会的役割は極めて大きい。

もちろん、日本国憲法は、政教分離原則を採用しているから、宗教団体に、ドイツに観られるような様々な特権や特別の法的地位が与えられることはない。しかしながら、そのことが、宗教団体や宗教者が社会の中で役割を果たしていないことを意味するわけではなく、(行政も含めた)一般の人々が、宗教団体や宗教者に一定の役割を期待してはならないことを意味しているわけではない。

この点で、近年注目されているのが、ソーシャル・キャピタルとして、宗教倫理や宗教団体を把握しようという一連の研究である。この領域の代表的な研究書として、櫻井義秀・稲葉圭信編『叢書 宗教とソーシャル・キャピタル』(全4巻、明石書店)がある。ここでは、「ポスト福祉国家以降の社会政策においても、社会関係資本を活用したソーシャル・サポートの重要性が指摘され、行政もソーシャル・キャピタルの醸成に努めている」という認識の下、「地域・職場に関わる人間関係が希薄化し、「無縁社会」とまで言われるようになった現代社会」における活用可能な社会関係資本として、宗教倫理や宗教団体の社会事業を位置付けようとしている²⁾。

社会領域における宗教団体の活動は、ドイツなどで、カリタスやディアコニーと呼ばれるものと大きく重なるところであろう。評者は、かつてカリタスやディアコニーについて、ドイツで調査を行ったことがあるが、かかるカリタスやディアコニーが果たしている役割の大きさと、それを多様な法制度が支えている点には驚かされた³⁾。そして、それと同時に、当該宗教団体が社会的活動を「宗教的目的」に照らして自らの活動とみなしているかどうかが重視され、宗教団体は、そのような関連付けをすることができる活動を、自らの目的

を達成するために必要な活動として位置づけ、国家・社会もまた、そのような宗教団体の自己理解を尊重している点も興味深く映った。

そもそも、宗教団体が行う社会的活動は、他の非営利団体でも行いうるものである。それを宗教団体が行おうとするのは、なによりも宗教団体の教義との関係で一定の意味があるからに他ならない。したがって、ソーシャル・キャピタルとしての宗教に一定の期待を寄せる場合であっても、宗教の側で、そのような社会的活動がどのように位置づけられるのかを十分に理解する必要があるように思われる。

本書は、直接この関心に応えるものではない。しかしながら、信徒に限らず、宗教法に関心を持つ者にとって、カトリック教会が社会問題をどのように考えているかを知る手がかりとなりうるものであると思われる。

注

- 1) 教皇庁正義と平和評議会（マイケル・シーゲル訳）『教会の社会教説要綱』（カトリック中央協議会、2009年、原典は、2004年）。
- 2) 櫻井義秀・稲葉圭信「刊行にあたって」稲葉圭信・黒崎浩行編著『震災復興と宗教』（明石書店、2013年）3頁以下。
- 3) 初宿正典・片桐直人「ドイツ」『文化庁 海外の宗教事情に関する調査報告書』（2008年）85頁以下を参照。